

徳島県L P ガス料金負担軽減支援費補助金（第3弾）交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、L P ガス料金高騰の影響を受けている消費者の負担軽減を図るため、一般社団法人徳島県エルピーガス協会（以下「協会」という。）が行う助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）一般消費者等 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者からL P ガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者であって県内に住所を有する者（国、地方公共団体により管理等が行われている施設を除く。）をいう。
- （2）L P ガス販売事業者 液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者であって、一般消費者等にL P ガスを販売する者をいう。

（経費及び補助率）

第3条 第1条の経費及び補助率は、次の表に掲げるとおりとする。

経 費	補 助 率
1 値引き原資の補助 一般消費者等を対象に、上限1, 100円／月（消費税及び地方消費税を含む。）により、令和7年2月分及び同年3月分の2か月のL P ガス料金の値引きを行うL P ガス販売事業者の値引き原資に対する補助 1, 000円／月×2か月×一般消費者等数の範囲内 （値引き額の100／110）	10分の10以内

2 LPガス販売事業者の事務費支援 本事業を実施するLPガス販売事業者への支援 販売所毎に、一律15,000円+(100円×2か月間の延べ値引き件数)。ただし、販売所毎の上限は30万円	
3 LPガス販売事業者のシステム改修費補助 本事業を行うために、値引き処理及び値引きの事実を一般消費者等に対して明示する機能が備わっていないシステムの改修費に対する補助。ただし、原則として、LPガス販売事業者毎の上限は30万円(消費税及び地方消費税を除く。)	
4 補助対象事業者の事務費 人件費、印刷費、広告宣伝費、郵送料、会場費、旅費交通費、通信費、振込手数料、消耗品費、その他当事業の実施に必要な諸経費	

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画書(別紙1)

(2) 収支予算書(別紙2)

3 規則第3条の知事が定める期日は、令和7年1月6日とする。

4 協会は、規則第3条の補助金交付申請書を提出するに当たって、補助対象経費に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを補助対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助対象経費に係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。

- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び資材、機械等は、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の区分ごとに配分された額について、その20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画の変更を認めることが、より効率的であると考えられる場合

(2) 補助金の交付の目的及び補助事業の能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合

3 第1項に規定する軽微な変更に当たらない経費の配分の変更及び前項に規定する軽微な変更に当たらない内容の変更（補助金額に変更のあるものを含む。）をしようとする場合においては、あらかじめ次条第1項及び第2項に規定する手続きを行い、規則第5条第1項第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けなければならない。

(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書

(2) 変更事業計画書（別紙3）

(3) 変更収支予算書（別紙4）

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、必要がある認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第3号）の提出を求めるものとする。

(実績報告書等)

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号とする。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業実績報告書（別紙5）
 - (2) 収支決算書（別紙6）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和7年7月31日のいずれか早い期日までに行なければならない。
- 4 第4条第4項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に補助対象経費に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助対象経費から減額するよう手続を行うものとする。
- 5 第4条第4項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により補助対象経費に係る消費税等相当額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により、速やかに知事に報告しなければならない。第10条の規定に基づく補助金の額の確定が行われた後についても、同様とする。
- 6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の報告書の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第7号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第12条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第13条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 概算払請求理由書（様式第8号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（書類の保管等）

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（秘密の保持）

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。補助事業の完了後もまた同様とする。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、前項の規定を遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月20日から施行し、令和6年度分の補助金について適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 徳島県LPガス料金負担軽減支援費補助金交付要綱
 - (2) 徳島県LPガス料金負担軽減支援費補助金（第2弾）交付要綱
- 3 前項に規定する要綱の廃止前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。